

我が国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性問題の概要

1. EU(欧州連合)は、域内金融市場統合の一環として、資本市場の基盤(インフラ)である会計基準を統一するため、2005年から、域内上場のEU企業の連結財務諸表の作成に、国際会計基準(IAS)の使用を義務づけることとしている。
2. EUはまた、域内金融市場の統合の一環として、開示規制も統一することとしている。具体的には、目論見書指令(2005年7月施行)によって発行開示(目論見書)の統一、透明性指令(2006年11月頃施行予定)によって定期開示(年次報告書・半期報告書・四半期声明書)の統一を図ることとしている。

両指令は、EU市場で公募・上場する第3国(域外)企業の連結財務諸表について、IAS又はこれと同等の会計基準の使用を義務づけている。
3. 我が国の証券発行者(日本企業等)は、従来からEU市場において活発な資金調達活動等を行っており、我が国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性が認められ、EU資本市場が引き続きグローバルかつ開放的な性格を維持することが重要である。
4. このような観点から、金融庁は、国内の官民関係者と緊密な連携を図りつつ、我が国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性が認められるよう、EU関係者に対して、これまで積極的な働きかけを行ってきたところである。

これまでの働きかけの結果、第3国会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性義務づけの適用時期が2005年から2007年頃に延期されるとともに、同等性評価の対象として、我が国会計基準が米国会計基準及びカナダ会計基準とともに、世界の主要な会計基準として明示されている。
5. EUにおける同等性評価の今後のスケジュールは、以下のとおりである。
 - ・2005年6月末 欧州証券規制当局委員会(CESR)(EU各国の証券規制当局から構成)が同等性評価について技術的助言。
 - ・2005年12月末 欧州委員会(EC)が、欧州証券委員会(ESC)(EU各国の財務省等で構成)の投票を経て、同等性を最終決定。

CESRは、第1段階として、2005年1月に、同等性の意味、同等性の技術的評価の方法・基準等を明らかにする「概念ペーパー」を策定する予定であり、10月21日に概念ペーパー案を公表し、12月22日を期限としてパブリック・コメントを募集しているところであり、11月23日に、概念ペーパー案に対する意見を聴くために公聴会を開催することとしている。そして、CESRは、第2段階として、概念ペーパーを踏まえて、2005年6月末までに、日・米・加の会計基準の同等性をそれぞれ技術的に評価することとしている。